

議案第76号

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(加西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 加西市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、教育委員会」を「、あらかじめ教育委員会」に改め、同条各号を削る。

第9条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第9条関係）

北部公民館使用料

1 基本使用料

(単位 円)

使用時間 区分	使用料の額					
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
第1会議室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
第2会議室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
第1研修室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
遊戯室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
特別教室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
視聴覚室 (A)	600	900	1,100	1,500	1,800	2,400
視聴覚室 (B)	600	900	1,100	1,500	1,800	2,400
和室	800	1,000	1,300	1,600	2,100	2,700
料理教室	800	1,200	1,500	2,000	2,500	3,400
使用時間 区分	9時から13時まで		13時から18時まで		18時から22時まで	
大会議室兼 体育室	1時間につき	800	1時間につき	900	1時間につき	1,100
大会議室兼 体育室(707)	1時間につき	330	1時間につき	320	1時間につき	420

使用時間を超過して使用するときは、1時間当たりの算出料金を加算し、30分以上は

1 時間とみなす（ただし、100 円未満は切り上げとする。）。

2 特別使用料

(1) 空調管理料 空調を使用するときは、使用料の5割の額を加算する。

(2) 特別に電気、その他を使用する時は実費を徴収する

(オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例（昭和62年加西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項を次のように改める。

2 施設の休業日は12月28日から翌年1月4日までとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

体育室使用料（円）

区分		9時から13時まで	13時から18時まで	18時から22時まで
個人	一般	1時間につき 60	1時間につき 50	1時間につき 70
	小人 (中学生以下)	1時間につき 30	1時間につき 20	1時間につき 30
団体	全館	1時間につき 500	1時間につき 500	1時間につき 650
	半館	1時間につき 250	1時間につき 250	1時間につき 320

個人が使用する場合でも、全館及び半館を専用するときは、団体扱いとする。

(加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年加西市条例第5号）の一部を次のように改める。

第7条中「使用許可の際に」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

農村環境改善センター使用料

1 基本使用料

(単位 円)

使用時間	使用料の額					
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで

農事青年研修室	500	800	1,000	1,300	1,800	2,300
農事研修室A	600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
農事研修室B	600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
和室A	800	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
和室B	800	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
農産加工実習室	800	1,200	1,500	2,000	2,700	3,500
農産加工第二実習室	400	600	750	1,000	1,350	1,750
使用時間区分	9時から13時まで		13時から18時まで		18時から22時まで	
大会議室兼体育室	1時間につき	800	1時間につき	900	1時間につき	1,100
大会議室兼体育室(707)	1時間につき	330	1時間につき	320	1時間につき	420

使用時間を超過して使用するとき、1時間当たりの算出料金を加算し、30分以上は1時間とみなす（ただし、100円未満は切り上げとする。）。

2 特別使用料

- (1) 空調管理料 空調を使用するとき、使用料の5割の額を加算する。
- (2) 特別に電気、その他を使用する時は実費を徴収する

(加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例（平成7年加西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

善防公苑使用料

1 基本使用料

(単位 円)

使用時間 区分	使用料の額					
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
音楽スタジオ	1,200	1,600	1,900	2,800	3,500	4,700
アトリエ	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900

楽屋	400	500	600	900	1,100	1,500
会議室	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
小研修室	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
中研修室	900	1,200	1,400	2,100	2,600	3,500
大研修室	2,000	2,700	3,200	4,700	5,900	7,900
和室(全室)	1,300	1,700	2,000	3,000	3,700	5,000
和室(松)	500	700	800	1,200	1,500	2,000
和室(竹)	300	400	500	700	900	1,200
和室(梅)	500	700	800	1,200	1,500	2,000
水屋	300	400	500	700	900	1,200
料理室	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800
野外ステージ	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
使用時間 区分	9時から13時まで		13時から18時まで		18時から22時まで	
多目的ホール	1時間につき 860		1時間につき 870		1時間につき 1,050	
部分 使用	ステージ	1時間につき 360		1時間につき 370		1時間につき 450
	スポーツ ロウ全面	1時間につき 500		1時間につき 500		1時間につき 600
	スポーツ ロウ半面	1時間につき 260		1時間につき 270		1時間につき 320

使用時間を超過して使用するときは、1時間当たりの算出料金を加算し、30分以上は1時間とみなす（ただし、100円未満は切り上げとする。）。

2 特別使用料

- (1) 空調管理料 空調を使用するときは、使用料の5割の額を加算する。
- (2) 特別に電気、その他を使用する時は実費を徴収する

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の使用料に関する規定は、平成25年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(審議資料)

平成 25 年 4 月 1 日より、市内の公民館及びオークタウンの体育室等の使用料について、他の体育施設と同様に 1 時間単位で利用できるよう使用料の設定を行うもの。

【概要】

現在、公民館の使用料については、「午前(9-12 時)」、「午後(13-17 時)」、「夜間(18-22 時)」及び「午前～午後」、「午後～夜間」、「全日」と数時間単位での料金設定となっている。善防公民館及び南部公民館の多目的ホール、北部公民館大会議室兼体育室並びにオークタウン加西体育室についても同じ体系で運営しているが、2 時間程度の利用者が多く、空き時間があっても、他利用者が利用できない状況であるため、他の体育施設同様に 1 時間単位で利用できるよう使用料設定を行うもの。

【該当条例】

- ・加西市公民館の設置及び管理に関する条例
- ・オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例
- ・加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
- ・加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例